

○島根県立三瓶自然館及びその附属施設の設置及び管理に関する条例施行規則

平成16年10月15日

島根県規則第80号

改正 平成17年 3月 4日規則第10号

平成17年 3月11日規則第11号

令和3年9月10日規則第116号

島根県立三瓶自然館及びその附属施設の設置及び管理に関する条例施行規則をここに公布する。

島根県立三瓶自然館及びその附属施設の設置及び管理に関する条例施行規則

島根県立三瓶自然館及びその附属施設の設置及び管理に関する条例施行規則(平成3年島根県規則第55号)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この規則は、島根県立三瓶自然館及びその附属施設の設置及び管理に関する条例(平成16年島根県条例第52号。以下「条例」という。)の施行について必要な事項を定めるものとする。

(指定管理者の申請に関する書類等)

第2条 条例第7条第2項の申請書の様式は、指定管理者指定申請書(様式第1号)によらなければならない。

2 条例第7条第2項の規則で定める書類は、団体の活動実績書(様式第2号)とする。

(事業報告書の内容等)

第3条 条例第9条の規則で定める日は、毎会計年度終了後60日とする。ただし、条例第11条第1項の規定により指定管理者の指定を取り消された場合は、その取消しの日から30日とし、その報告の対象となる期間は当該取消しの前日までとする。

2 条例第9条の規則で定める内容は、次のとおりとする。

- (1) 自然館等の管理運営の体制
 - (2) 自然館等で実施した事業の内容並びに当該事業を実施した時期及び成果
 - (3) 自然館等の展示物を調達した方法
 - (4) 自然館等の利用の実績及びその分析
 - (5) 自然館等の管理運営に要した経費の総額及び内訳
 - (6) その他自然館等の管理運営に関し知事が必要と認める事項
- (利用料金等の減免)

第4条 次の表の左欄に掲げる者が支払う利用料金等のうち同表の中欄に掲げるものは、条例第17条の規定により、当該利用料金等の額から同表の右欄に定める額を減免することができる。

区分	利用料金等	減免額
1 小学校の児童、中学校若しくは高等学校の生徒又はこれらに準ずる者で、学校が編成した教育課程に基づく活動により教職員に引率されて観覧するもの	<u>条例別表第2</u> 個人の欄に定める観覧料	観覧料の額の2割に相当する額
2 前号に掲げる者を引率する教職員		観覧料の額の全額
3 <u>身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項</u> の身体障害者手帳、療育手帳(知的障害者の福祉の充実を図るため、児童相談所又は心と体の相談センターにおいて知的障害と判定された者に対して支給される手帳で、その者の障害の程度その他の事項の記載があるものをいう。)又は <u>精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条第2項</u> の精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者(以下この表において「障害者」という。)		観覧料の額の2分の1に相当する額
4 障害者の付添人(原則として、障害者の人数と同じ人数までに限る。)		観覧料の額の全額
5 前各号に掲げる者のほか、指定管理者が特別の理由があると認める者	<u>条例別表第1</u> から <u>別表第3</u> までに定める利用料金等	指定管理者が別に定める額

備考 この表の右欄に定める額に10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り上げる。

(平17規則11・一部改正)

(年間観覧券)

第5条 年間観覧料を支払った者に対しては、年間観覧券を交付するものとし、その有効期間は、年間観覧券を交付した日から起算して1年間とする。

2 年間観覧券の利用は、同一人に限るものとする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。

(島根県立三瓶山北の原野営場条例施行規則の廃止)

- 2 島根県立三瓶山北の原野営場条例施行規則(昭和46年島根県規則第13号)は、廃止する。

附 則(平成17年規則第10号)

この規則は、平成17年3月7日から施行する。

附 則(平成17年規則第11号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(令和3年規則第116号)

この規則は、令和3年11月1日から施行する。

様式第1号(第2条関係)

(平17規則10・令3規則116・一部改正)

様式第1号(第2条関係)

指定管理者指定申請書

年 月 日

島根県知事 様

所 在 地
申請者 名 称
代表者氏名

三瓶自然館等の指定管理者について指定を受けたいので、島根県立三瓶自然館及びその
附属施設の設置及び管理に関する条例第7条第2項の規定に基づき下記のとおり申請しま
す。

記

団 体 名			
代 表 者 職 ・ 氏 名			
主たる事務所の所在地			
設 立 年 月 日	年 月 日	構成員の人数	人
資本金又は基本財産	円		
提携団体(他団体と連 携して管理を行う場合 に記入すること。)			

添付書類

- 1 自然館等に係る事業計画書
- 2 活動実績書(様式第2号)
- 3 過去3年間の決算書
- 4 定款等
- 5 法人の登記事項証明書
- 6 納税証明書

様式第2号(第2条関係)

団 体 の 活 動 実 績 書

1 施設の管理に関する活動の実績

活 動 名	活 動 期 間	活 動 内 容	備 考

2 自然保護に関する普及啓発及び調査研究に関する活動の実績

活 動 名	活 動 期 間	活 動 内 容	備 考

3 環境学習の推進に関する活動の実績

活 動 名	活 動 期 間	活 動 内 容	備 考

4 鳥根県の自然環境及び自然史に関連する展示並びに博物館資料の収集、保管及び活用に関する活動の実績

活 動 名	活 動 期 間	活 動 内 容	備 考